

国立大学法人和歌山大学学長選考・監察規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 3 号

最終改正 令和 4年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）の学長候補者（以下「候補者」という。）の選考基準、選考方法、任期及び学長選考後の業務執行状況の確認手続等について定める。

(候補者の要件等)

第2条 法人の候補者の選考は、本学内外の者のうち、人格が高潔で、学識が優れ、教育行政に関し識見を有し、かつ優れた指導力を有する者について、法人学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が定める基準により、行うものとする。

2 前項の学長選考・監察会議が定める基準は、別に定める。

(学長の選考基準等の公表)

第3条 法人は、学長の選考を行ったときは当該選考の結果その他文部科学省令で定められた事項（次の各号の事項）を、学長選考・監察会議が前条に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表するものとする。

(1) 学長として選考した者について、学長選考・監察会議が当該者を選考した理由

(2) 学長選考・監察会議における学長の選考の過程

2 前項の公表は、別表への掲示、大学ホームページの利用により行うものとする。

(選考の事由)

第4条 候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 学長の任期が満了するとき

(2) 学長が辞任を申出たとき

(3) 学長が解任されたとき

(4) その他学長が欠員となったとき

(選考の時期)

第5条 学長選考・監察会議は、前条第1号に該当する場合においては、任期満了の4ヶ月以前に、前条第2号から第4号に該当する場合においては、速やかに選考の手続きを開始しなければならない。

2 前項の手続きを開始するに当たり、学長選考・監察会議は、候補者の選考を行う旨の公示を行う。

3 公示（掲示）の場所は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ追加できるものとする。

(候補者の推薦)

第6条 学長選考・監察会議は、法人教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に3名以内、法人経営協議会（以下「経営協議会」という。）に2名以内の学長候補者の推薦を求める。

2 教育研究評議会及び経営協議会は候補者の選考を行い、学長候補者推薦書（別紙様式1）により選考の経緯を付して学長選考・監察会議に候補者の推薦を行う。

(被推薦者の同意確認)

## 学長選考・監察規程

第7条 学長選考・監察会議は、前条により推薦された被推薦者に対し、候補者としての同意を得るものとする。ただし、同意した被推薦者がいなかった場合は、教育研究評議会及び経営協議会に対し、候補者の推薦を再度求める。

2 前項の同意をした候補者は、次の書類を学長選考・監察会議に提出する。

- (1) 所信表明書（別紙様式2）
- (2) 経歴及び業績書（別紙様式3）
- (3) 同意書（別紙様式4）

（候補者の公示）

第8条 学長選考・監察会議は、前条第1項により同意を得られた候補者の氏名を50音順により、学内に公示する。

2 前項の公示には、候補者の所信表明、経歴及び業績を併せて掲示する。

3 公示（掲示）の場所は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ追加できるものとする。

（適任審査）

第9条 学長選考・監察会議は、選考の参考とするため、前条により公示した候補者について、法人の役員（監事を除く。）及び法人組織規則第6条に規定する教員、職員及び附属学校教員による適任審査を行う。

2 適任審査に関し必要な事項は、別に定める。

（最終候補者の選考及び決定）

第10条 学長選考・監察会議は、候補者に対しヒアリングを実施する。なお、候補者に対してヒアリングすべき事項に関して教職員からの意見を受け付け、ヒアリングの参考とすることができる。

2 学長選考・監察会議は候補者から提出された所信表明書の確認、前項のヒアリング結果及び前条に規定する適任審査の結果を参考にして、最終的な候補者（以下「最終候補者」という。）を選考し決定する。

3 法人は、前項により最終候補者を決定した場合は、学内（南1号館〔本部共通棟〕1階公用掲示板）に公示し、文部科学大臣に対し任命の上申を行う。

（学長の任期）

第11条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、連続6年を超えることができない。

（学長選考後の業務執行状況の確認）

第12条 学長選考・監察会議は、選考した学長の業務執行状況について、監事と連携しながら、定期的に確認を行う。

第12条の2 国立大学法人和歌山大学監事監査規程第11条の2に基づく監事の報告があった場合は、学長に対し業務執行状況の確認を行う。

（学長の解任）

第13条 学長が在任中、学長として不適任と判断される場合は、学長選考・監察会議の議を経て解任の手続きをとることができる。

2 学長の解任に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日における学長は、本規程施行日前日における学長とし、その任期は、平成17年7月31日とする。

附 則（平成17年1月26日一部改正：法人和歌山大学規程第360号）

この改正規程は、平成17年1月26日から施行する。

附 則（平成23年3月14日一部改正：法人和歌山大学規程第1200号）

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1358号）

- 1 この改正規程は、平成24年11月30日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される学長の任期について、新任の場合は第10条の規定にかかわらず3年8か月とし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定により再任された場合の任期は、連続5年8か月を超えることができない。

附 則（平成26年6月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1528号）

この改正規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1651号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1776号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1910号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2033号）

この改正規程は、平成30年3月19日から施行する。

附 則（令和3年10月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2375号）

- 1 この改正規程は、令和3年10月25日から施行する。
- 2 この改正規程の施行により、平成26年6月19日制定の国立大学法人和歌山大学学長候補者（第1次候補者）選出に係る代議員投票に関する規程、平成27年9月28日制定の国立大学法人和歌山大学学長選考規程細則は、廃止する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2432号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条、第8条関係）

公示（掲示）の場所
(1) 南1号館 [本部共通棟] 1階公用掲示板
(2) 各学部公用掲示板
(3) 西5号館 [学術情報センター] 公用掲示板
(4) 北4号館 [産学連携イノベーションセンター] 公用掲示板
(5) 教育学部各附属学校公用掲示板

国立大学法人和歌山大学学長候補者推薦書

学長候補者氏名	(教育研究評議会の場合は3名、経営協議会の場合は2名までの候補者氏名を記載。)
選考の経緯	(選考の方法、経緯等について記入。)

教育研究評議会または経営協議会

別紙様式2（第7条第2項第1号関係）

国立大学法人和歌山大学学長候補者所信表明書

(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日生（満 歳）
最終学歴			
現（元）職名			
所 信 表 明	<div style="text-align: right; margin-top: 200px;">(署名)</div>		

国立大学法人和歌山大学学長候補者経歴及び業績書

（ふりがな） 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 （満 歳）	
最 終 学 歴	（ 年 月 卒業・修了・中途退学）	
学 位		
現（元）職名		
経 歴 （最終学歴から のもの）	年 月 日	

(裏面)

業 績  
(研究業績等)

上記のとおり相違ありません。

(署名)

別紙様式4（第7条第2項第3号関係）

同 意 書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学  
学長選考・監察会議 御中

私は、国立大学法人和歌山大学学長候補者となることに同意します。

本 人  
氏 名 (署名)